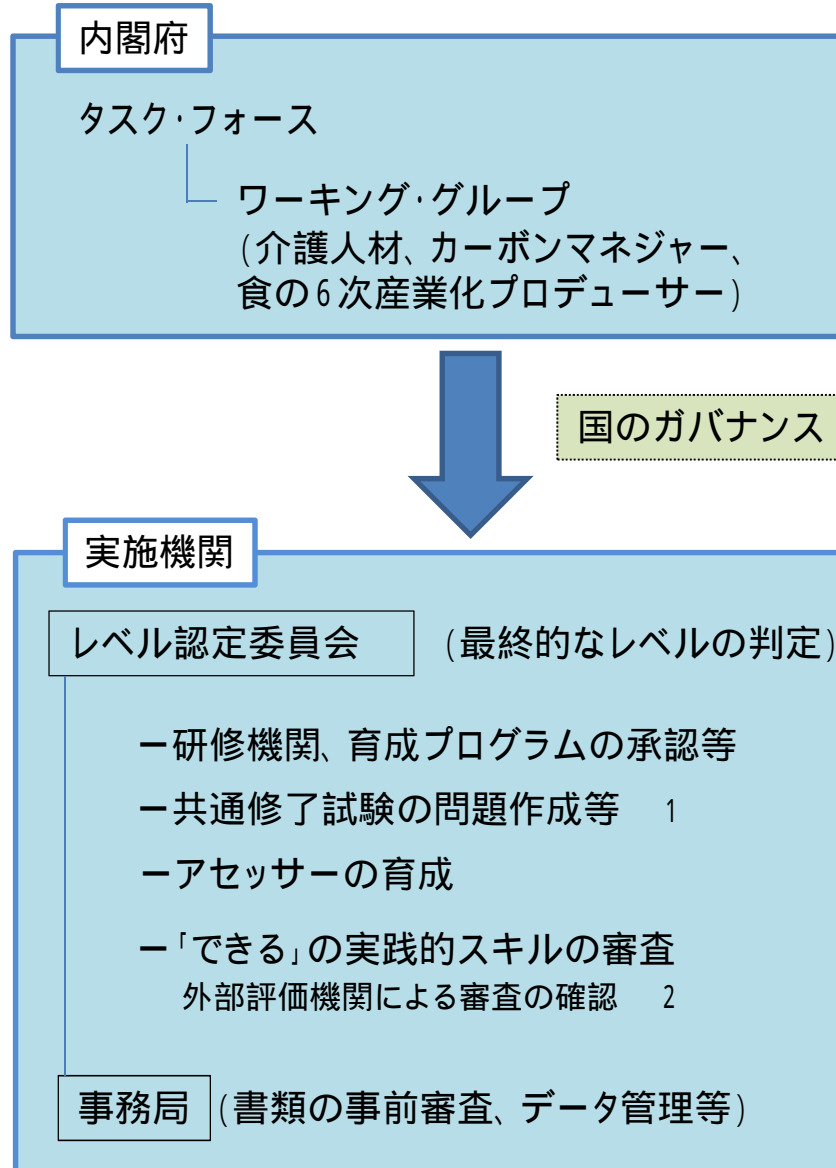


レベル認定事業の実施体制(案)

資料3



制度立ち上げ期間(平成24、25、26年度)における運営費を、国が支援する。

レベル認定を行うための基準や、事務局機能を担う民間団体等の要件等については、国に設置するタスク・フォースの下にある業種ごとのワーキング・グループにおいて決定する。

レベル認定事業からのフィードバックを受けて、基準のメンテナンスをする等、ワーキング・グループにおいて、引き続き関与する。

レベル認定委員会の委員の人選については、国が承認する。

国が策定する基準等に基づくキャリア段位制度であることが明らかになる名称を検討する。

1 カーボンマネジャーのみ。

2 介護人材については、各事業所・施設においてアセッサーが評価したレベルについて、外部評価機関によるチェックを条件として、実施機関による認定を行うことを検討。